

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>&lt;仙台市富沢遺跡保存館&gt;                      (7)① (ア) 非公募とした理由の開示                      手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。</p> <p>&lt;仙台市市民センター&gt;                      (7)① (ア) 非公募とした理由の開示                      手続条例によれば、公募によらない指定は例外的措置となっている。よって具体的理由の開示が必要と認められ、さらに踏み込んだ説明が求められてしかるべきと判断される。詳しくは仙台市民会館の項を参照されたい。</p>	<p>新たに市長部局において策定した「指定管理者制度の運用に係る事務の手引き」に従い、公募によらずに指定管理者を選定する場合は、非公募理由について施設ごとに個別具体的に検証を行い、条例所定の非公募要件のうちいずれに該当するかと併せて開示した上で、指定管理者選定委員会に諮ることとした。</p>